

令和7年12月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木) 13:30~14:45

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行
11番 欠員
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁
16番 矢崎 芳章
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 小泉 尚志
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

6. 会議の概要

< 事務局長 >

ただ今から令和7年12月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

< 会 長 >

(会長あいさつ)

< 事務局長 >

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

< 議 長 >

本日、出席委員は農業委員18名中18名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、13番 駒井 恵二 委員、14番 山本 昌巳 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

< 事務局 >

それでは会務について報告をさせていただきます。

11月27日、山梨県農業委員会会長等代表者集會に柳本会長が出席いたしました。

12月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

12月16日、地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修會に農業委員9名、最適化推進委員5名が出席いたしました。

< 議 長 >

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

< 議 長 >

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題

といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが14件31,661㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）親族からの譲渡のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号13番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）柿の新規栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号14番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 柳本会長
申請番号2番 : 金丸委員長
申請番号3番及び4番 : 小泉委員
申請番号5番 : 山本(弘)委員
申請番号6番及び7番 : 功刀委員

申請番号 8 番 : 駒井委員
申請番号 9 番から 11 番 : 中込委員
申請番号 12 番 : 矢崎委員
申請番号 13 番 : 井上委員
申請番号 14 番 : 堀川委員
(各委員より現地調査に基づく説明。)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 1 号、申請番号 1 番から 14 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第 1 号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は、1 件 165 m²となっております。

申請番号 1 番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横道上、犬舎・犬飼養施設建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号 1 番 : 猪股（和）委員
(各委員より現地調査に基づく説明。)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、申請番号1番を除き、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが3件3,491㎡、賃貸借権の設定に関するものが1件725㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、工場用地拡張のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町夏目、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町北宮地妻神、資材置場造成のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は神山町北宮地妻神、農家住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 猪股（和）委員

申請番号2番 : 小泉委員

申請番号3番及び4番 : 功刀委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番について、譲渡人は企業のため農地所有適格法人だと思いますが、農業をしっかりとやっていたという実績があるのか心配です。法人として農業をするということで農地を取得したのに、これだけの面積を手放すということは、農業法人として成り立つのかどうか懸念されます。事務局の所見を伺います。

<事務局>

譲受人につきましては、従業員減少に伴い事業の継続が難しいというとは伺っており、その関係で今回の申請につながったと認識しております。

<委員A>

法改正により、今は企業でも条件を満たせば農地を取得することができるようになりましたが、今回の案件は農業法人として農地を取得後すぐに辞めて隣の工場に売却したのでは、という疑いを持ってしまうと思います。農林水産省がいう耕作目的ではなく登記目的で農地を取得したのではないかと受け取れる可能性があるので、農業法人の場合は毎年経営状況等の報告書が提出されていると思いますので、「譲受人は農地取得後からしっかり農業を行っていたが事情により事業継続ができなくなったため売却・転用ということになった」という記録として残しておくべきだと思います。

<事務局>

農業法人については、農業収入が売上高の半分が必要となり、毎年決算終了後報告書の提出が必須となっております。今回の譲渡人からは経営が芳しくないという相談を受けておりましたので、やむを得ないかと思っております。また、譲受人は業績の向上に伴い速やかに経営拡大を行いたいという意向のため、申請理由として成り立つ案件であると判断したため、今回の審議案件としてあげさせていただきました。

<委員A>

農地保有適格法人の年次報告にて経営状況を確認している中で、経営が芳しくないため事業撤退の相談があった際、優良農地は新規就農者や地域の認定農業者など経営拡大希望者と利用調整していただき、韮崎市の農地が荒廃しないように、また農業希望者へ繋げていけるように推進をお願いいたします。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号1番について仲田孟委員に関係する案件がありますので、議案第4号が終了するまで、退席をお願いいたします。

(仲田委員 退席)

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については9件13,830㎡となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：水稲、期間：3年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：野菜、期間：1年11ヶ月、新規設定です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：4年11ヶ月、新規設定です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：ぶどう、期間：5年11ヶ月、新規設定です。

申請番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：5年11ヶ月、新規設定です。

申請番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

申請番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稲、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

申請番号8番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：桃、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

申請番号9番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：桃、期間：9年11ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

法人が借受人となっているものがいくつかありますが、申請番号2番の借受人につきまして、農地保有適格法人なのか解除条件付きの法人なのか教えてください。

<事務局>

こちらは令和6年に設立された法人であり、現時点では農地を借りるだけの解除条件付きの法人になります。

<委員A>

その旨が議案集の中に記載してあった方がわかりやすいので、次回から記載をお願いします。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から9番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(仲田委員 着席)

<議長>

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号及び第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件18,215㎡、合意解約による通知が1件2,799㎡です。議案集の13ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は穂坂町宮久保北原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は藤井町駒井砂宮神他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は藤井町駒井砂宮神、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番(土地の所在・所有者・届出人についての説明)申請地は中田町小田川馬場他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)申請地は大草町上條東割築地、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(「4 その他」について、事務局より説明)

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年12月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美